

議案第 35 号

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定  
について

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「単身赴任手当」の次に「，在宅勤務等手当」を加える。

第15条第2項第2号中「である職員にあっては，その額」を「である職員（以下この号において「原動機付交通用具使用職員」という。）にあっては，当該額」に，「加算した」を「加算して得た」に改め，「とする」を削り，同号ただし書中「のうち」を「（これらの職員のうち）」に，「定める職員」を「定める職員に限る。」並びに第16条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員」に，「その額（加算がなされる場合には，加算後の額）から，その額（加算がなされる場合には，加算後の額）」を「本文に規定する額から，本文に規定する額（原動機付交通用具使用職員にあっては，当該額から本文に規定する規則で定める額を除いた額）」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第16条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において，正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを，規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には，在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は，3，000円とする。

3 前2項に規定するもののほか，在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は，規則で定める。

(ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「通勤手当」の次に「，在宅勤務等手当」を加え，「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第9条第2項第2号中「定める額」の次に「（次条の規定により準用する給与条例第16条の2の規定により在宅勤務等手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員にあっては，当該額から，当該額に規則で定める割合を乗じて得た額を

減じた額)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当)

第9条の2 給与条例第16条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第18条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 給与条例第28条(第2項第2号及び第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第28条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第19条中「及び」を「並びに」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第28条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第28条の2 給与条例第28条(第2項第2号及び第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して、規則で定める額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第28条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

付則第8項中「、第22条」を「並びに第22条」に改め、「並びに第28条第1項」を削る。

(ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例(平成6年条例第30号)の

一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第28条第1項」の次に「（会計年度任用職員給与条例第18条の2第1項及び第28条の2第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

（ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成6年条例第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「，在宅勤務等手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第7条の2 在宅勤務等手当は，住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において，正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを，管理者が定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。

付 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

旧	新	備考
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（その使用する交通の用具が原動機付のものである場合でその使用距離が片道2キロメートル以上である職員にあっては、<u>その額に3,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額</u>）とする。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、<u>その額（加算がなされる場合には、加算後の額）</u>から、<u>その額（加算がなされる場合には、加算後の額）</u>に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、災害派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（その使用する交通の用具が原動機付のものである場合でその使用距離が片道2キロメートル以上である職員（<u>以下この号において「原動機付交通用具使用職員」という。</u>）にあっては、<u>当該額に3,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して得た額</u>）。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（<u>これらの職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。</u>）並びに第16条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、<u>本文に規定する額から、本文に規定する額（原動機付交通用具使用職員にあっては、当該額から本文に規定する規則で定める額を除いた額）</u>に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p>	



ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

No. 1

旧	新	備考
<p>(フルタイム会計年度任用職員等の給与)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は給料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当及び期末手当とし，パートタイム会計年度任用職員の給与は報酬及び期末手当とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 通勤手当の額は，次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の規定により準用する給与条例第15条第1項第2号に該当するフルタイム会計年度任用職員 次に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ，支給単位期間につき，それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員等の給与)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は給料，地域手当，通勤手当，<u>在宅勤務等</u>手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし，パートタイム会計年度任用職員の給与は報酬，<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 通勤手当の額は，次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の規定により準用する給与条例第15条第1項第2号に該当するフルタイム会計年度任用職員 次に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ，支給単位期間につき，それぞれ次に定める額 <u>(次条の規定により準用する給与条例第16条の2の規定により在宅勤務等手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員にあっては，当該額から，当該額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第9条の2 給与条例第16条の2の規定は，フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において，同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは，「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 略</p>	





旧	新	備考
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)</p> <p>第29条 略</p> <p>付 則 (勤務時間の変更に伴う給与の調整)</p> <p>8 当分の間、第20条第3項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る基準月額は、同項の規定により算出した額に40分の38.75を乗じて得た額として、同条第1項及び第2項、第22条から第27条まで並びに第28条第1項の規定を適用する。</p>	<p>第28条の2 <u>給与条例第28条(第2項第2号及び第4項を除く。)</u>の規定は、<u>任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して、規則で定める額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第28条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>3 <u>パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)</p> <p>第29条 略</p> <p>付 則 (勤務時間の変更に伴う給与の調整)</p> <p>8 当分の間、第20条第3項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る基準月額は、同項の規定により算出した額に40分の38.75を乗じて得た額として、同条第1項及び第2項並びに第22条から第27条までの規定を適用する。</p>	

ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新	備考
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第28条第1項（<u>会計年度任用職員給与条例第18条の2第1項及び第28条の2第1項において準用する場合を含む。</u>）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	

ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新	備考
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第7条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。</u></p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第8条 略</p>	